



10月の納期

▶町民税・県民税・森林環境税 第3期
▶国民健康保険税 第4期

納期限 **10月31日(木)**

納期限内の納付をお願いします。

※地方税統一QRコードが印字された納付書は「地方税お支払いサイト」からも納付できます。

※バーコードが印字された納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリでも納付できます。

※町税の納付は、安心・便利な口座振替をご利用ください。

※QRコードは(株)デンソーウェアの登録商標です。

税務課(☎内線151・152)

10月は不正軽油撲滅対策強化月間です！

不正軽油とは、軽油引取税の脱税を目的として、軽油に灯油や重油などを混ぜた燃料のことや、自動車の燃料に使用される灯油や重油のことをいいます。

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は悪質な脱税行為であるばかりでなく、公正な市場競争を阻害し、環境や健康にも重大な影響を与えることから、県では不正軽油の撲滅対策を推進しています。

「黒煙など通常とは異なる排気ガスを出して走行していた」等、不正軽油に関する情報をお持ちの方はご連絡ください。

問 県税務課 ☎048・830・2658、
☎048・830・4737

実施します！
税理士による税務相談

日 11月12日(火)

場 熊谷市立商工会館会議室(熊谷市宮町2-39)

対 町内在住・在勤の方

里親制度について
～10月は里親月間です～

里親制度をご存じですか？

里親制度とは、さまざまな家庭の事情により、自分の家庭で生活できない子どもを、里親が家族の一員として迎え、温かく見守り、家庭的な環境で養育していくための制度です。

埼玉県内には、自分の家庭で生活できない子どもが約1800人います。里親になり子どもを育てることは特別なことなのですが、実際に子どもを預かっている里親は「親子として」地域の中で一般家庭と同じ生活をしています。県では、より多くの子どもたちが温かい家庭の中で生活できるよう里親を募集しています。里親制度について興味をお持ちの方、質問がある方は、熊谷児童相談所里親推進担当へご相談ください。

問 熊谷児童相談所里親推進担当(熊谷市箱田5-13-1、☎521・4152)

里親入門講座を開催します！

日 11月10日(日)午後1時～3時

場 本庄商工会議所

対 県内在住の方

内 里親制度について、里親の体験談等

費 無料

申 問 愛泉里親支援センター

☎0480・63・3108

ご利用ください！
寄居町修学資金給与制度

町では、町内在住で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校などの修学が困難な方を対象に、修学に要する資金の一部を給与します。

申 問 11月5日(火)までに、電話で関東信越税理士会熊谷支部事務局 ☎048・521・3312へ。

家屋を取り壊したときは
届け出をお願いします！

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。家屋を取り壊したときは「滅失証明書」(取り壊した業者が発行等)を持参し、税務課届け出をしてください。なお、法務局で滅失登記を申請した方は、税務課への届け出は必要ありません。

問 税務課 ☎内線159・160

ご確認ください！
埼玉県の最低賃金

10月1日から、県の最低賃金が時間額1078円(引上げ額50円)に改定されました。年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用されます(産業によっては特定最低賃金が定められています)。ご自身の職場の最低賃金を確認してみてください。

問 埼玉労働局労働基準部賃金室
☎048・600・6205

労働保険料
納期限のお知らせ

労働保険料(労災保険・雇用保険)の第2期分の納期限は10月31日(木)です。納付書は、納期限の10日前ごろに該当事業所へ郵送します。

また、保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替の申し込み手続きについては厚生労働省、または埼玉労働局のホームページをご覧ください。

問 埼玉労働局労働保険徴収課
☎048・600・6203

対象となる世帯の例

○生活保護受給世帯 ○『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯 ○町民税が非課税の世帯 ○『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯 ○家計が急変した世帯 ※このほかにも給与を受けられる場合がありますので詳細はお問い合わせください。

他 申請方法等、詳しくは本誌4月号をご覧ください。

問 教育総務課 ☎内線512

入学前に支給します！
「新入学準備費」のお知らせ

町では、来年4月に町立の小・中学校に入学するお子さんがいるご家庭で、経済的な支援を必要とする保護者に対し、新入学準備費用の一部を援助します。

対 ①『児童扶養手当法』による「児童扶養手当」を受給されている世帯(児童手当ではありません)のでご注意ください

②令和6年度、またはその前年度において町民税が非課税の世帯

③保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯

※このほかにも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

申 12月24日(火)までに、教育総務課、または各小学校に申請用紙等を提出してください。申請用紙は、各提出先で配布しています。

他 新入学準備費の支給を受けた方は、令和7年度就学援助費のうち「新入学

ご協力をお願いします！
令和6年全国地域安全運動

地域安全運動とは、自治体、関係機関・団体、警察等が互いに連携し、地域の皆さんと力を合わせて安心して暮らせる地域社会を目指すという運動です。

例えば、町内でのあいさつや声がけなど、日頃の生活の中でのちょっとしたコミュニケーションや活動は、地域を見守る機会が増え、不審者を寄せ付けにくくする効果があります。また、ウォーキングやジョギング、買い物や犬の散歩などの日常生活の中にも、防犯の視点を持って見守りを行う取り組みもあります。

安全で安心して暮らせる町を実現するため、自治体、警察などと連携しながら、それぞれの地域において、地域ぐるみで犯罪等の防止に取り組む活動をお願いします。

日 10月11日(金)～20日(日)

問 寄居警察署生活安全課
☎581・0110

9月1日～10月31日は
行政相談月間です！

行政相談月間は、行政相談制度を広報し、皆さんにこの制度を利用していただくため、関係行事を全国的に実施しています。

町でも、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さんからの相談をお受けします。

日 10月17日(木)午前9時～正午

場 役場4階会議室

内 登記、雇用、年金、相続、税金、道路、行政一般等についての相談

費 無料

申 問 相談日前日までに人権推進課(☎内線252)へ。

児童生徒学用品費等」は支給されません。

問 教育総務課 ☎内線512

受水槽を
清潔に管理しましょう！

工場や学校など大量の水を使う施設や、断水が人命に関わるような病院等の施設には、受水槽が設置されています。このうち、有効容量が10m³を超える受水槽を設置している施設は、簡易専用水道施設として『水道法』で衛生管理が義務付けられ、10m³以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等は小規模貯水槽水道施設として、町の条例で衛生管理の基準が定められています。受水槽の設置者は、いつもきれいな水道水が飲めるよう毎年1回以上の受水槽の清掃や、水の色、濁り、臭い、味、残留塩素の有無に関する検査を行い、適正な衛生管理を行ってください。

衛生管理基準

①受水槽の清掃を毎年1回以上定期的に行う。

②受水槽の点検等、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を行う。

③水の色、濁り、臭い、味などに注意し、供給する水に異常を認めたときは、必要なものについて検査を行う。

④供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる。

問 熊谷保健所 ☎523・2811
上下水道課 ☎内線264